

2025年9月30日

通貨選択型特別終身保険『やさしさ、つなぐ2』を改定

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:藏田 順)は、生前贈与ニーズにお応えする商品『やさしさ、つなぐ2』を2025年10月1日に改定します。幅広いお客さまのニーズにお応えするため、契約通貨が円建てのご契約において、贈与期間が短い(生存給付金支払回数が少ない)ご契約のお取扱い等を開始します。また、外貨建てのご契約において、ご事情によりやむを得ず解約される場合の解約控除率を引き下げ、お客さまのご負担を軽減します。

『やさしさ、つなぐ』シリーズ*¹は、生存給付金の受取人をご家族とすることで、お客さまの大切な資産をスムーズに生前贈与できる特徴などから、多くのニーズにお応えし、2016年8月の発売以降、28万人*²を超えるお客さまにご契約いただき、販売累計額は3兆3,000億円*²を超えました。

当社は、これからも「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づき、お客さまの資産形成や円滑な資産継承、資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

*1 『やさしさ、つなぐ』、『やさしさ、つなぐ2』とその類似商品

*2 2025年8月末現在における契約成立ベースの契約者の延べ人数、販売累計額

**やさしさ、つなぐ2 商品改定のポイント****Point① 「生存給付金支払回数」・「終身保障倍率」の取扱範囲を変更します**

【生存給付金支払回数と終身保障倍率の組合せ】

(○:年齢制限撤廃 ○:追加)

契約通貨		米ドル・豪ドル			円		
終身保障倍率		0倍	1倍	3倍	0倍	1倍	3倍
生存給付金 支払回数	3回	—	○	—	—	○	—
	5回	○	○	○	○	○	○
	6回	—	—	—	○	—	—
	7回	○	○	○	○	○	○
	8・9回	—	—	—	○	—	—
	10回	○	○	○	○	○	○
	11~20回	○	○	○	○	—	—
	21~30回	—	—	—	○	—	—

生存給付金支払回数と終身保障倍率の取扱範囲を変更することで、組合せの選択肢が広がりました。

上表の**赤丸部分の取扱い**が**追加**になり、**青丸部分**は76歳以上の**年齢制限を撤廃**します。

※通貨・金利環境等により一部のお取扱いを停止する場合があります。

Point② 契約通貨が外貨のご契約の解約控除率を引き下げます

契約通貨が外貨(米ドル・豪ドル)のご契約を解約される場合、解約控除率を引き下げたことで、お客さまのご負担が軽減されます。

※改定後の解約控除率の詳細については、5ページをご覧ください。

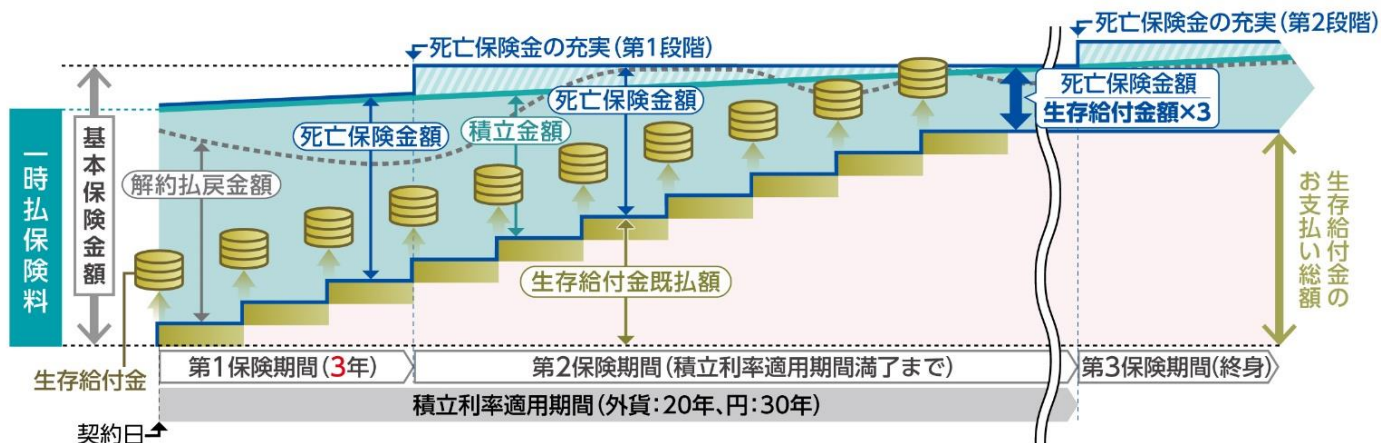
Point③ 一時払保険料の最高額を引き上げます

一時払保険料の最高額を基本保険金額が10億円となる保険料から**20億円**となる保険料へ引き上げ、より多くのお客さまのニーズにお応えします。

■商品イメージ図

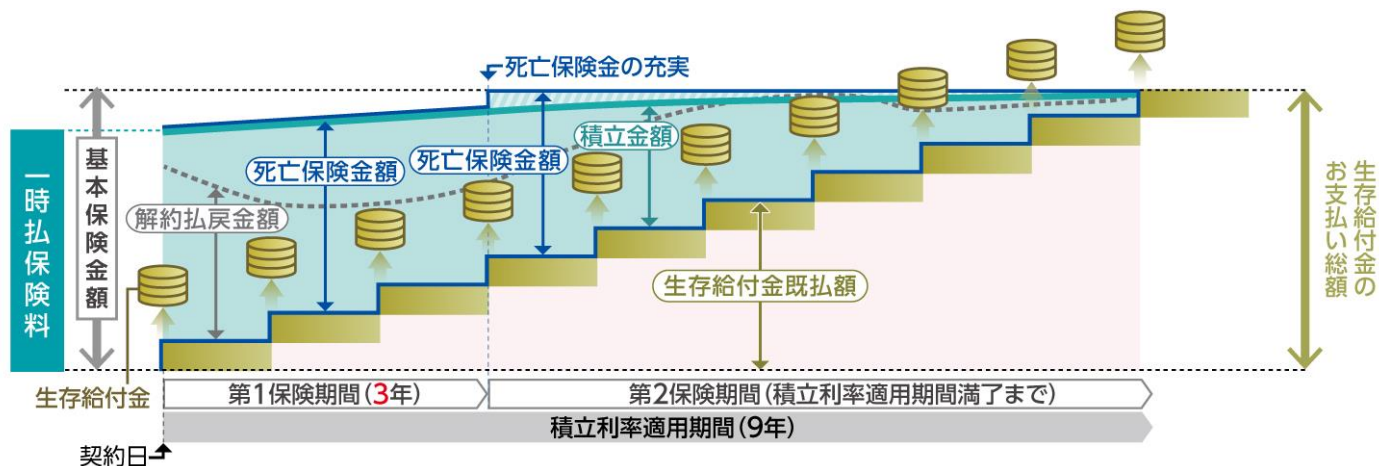
「生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合（終身保障あり）」

毎年の生存給付金を活用して簡単に生前贈与ができ、一生涯の死亡保障も確保できます。



「生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合（終身保障なし）」

毎年の生存給付金を活用して、基本保険金額の全額を簡単に贈与できます。



※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

また、生存給付金支払日を契約日（2回目以降は契約応当日）とした場合です。

※終身保障倍率0倍の場合、最終回の生存給付金の支払いをもって契約は消滅するため第3保険期間はありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
契約年齢		0歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）		
一時払保険料	最低保険料	3万米ドル （1米ドル単位）	3万豪ドル （1豪ドル単位）	300万円 （1万円単位）
		※円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。		
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して20億円となる保険料		基本保険金額が20億円となる保険料
		※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。		
積立利率適用期間		契約日から20年		契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差引いた年数となります。		
保険期間	第1保険期間	契約日から3年		
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。		
保険料の払込方法		一時払のみ		
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。		
主な特約*		終身保障不担保特約、円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、円建支払額設定特約、円建支払額設定特約（外貨支払用）、円建支払額設定特約（円建契約用）、遺族年金支払特約、保険契約者代理特約、指定代理請求特約、生存給付金支払停止特約		

*募集代理店によって、お取扱いのない特約があります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

■市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1保険期間中および第2保険期間中にご負担いただく費用

・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率(合成指標金利)の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。

(1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

(2) 生存給付金支払回数 $\times 0.5$ 年(端数年は切捨てます)および契約通貨に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

・第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 合成指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

●第3保険期間中にご負担いただく費用

第3保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	$(\text{契約通貨のTTM} + 25\text{銭}) \div (\text{払込通貨のTTM} - 25\text{銭})$
生存給付金を除く保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

※ 生存給付金を円で受取る場合の為替レートは、TTMが適用されます。

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に
乗じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■契約日からの経過年数ごとの解約控除率

<契約通貨が外貨の場合>

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回										
2%	1.2%	0.6%	0.2%							
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回										
3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%					
上記以外										
5%	4%	3.1%	2.3%	1.6%	1.1%	0.6%	0.3%	0.1%	0%	0%

<契約通貨が円の場合>

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回										
1.6%	0.9%	0.4%	0.1%							
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数6回										
1.6%	1%	0.6%	0.3%	0.1%						
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回										
1.6%	1.1%	0.7%	0.4%	0.2%	0%					
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数8回										
1.6%	1.2%	0.8%	0.5%	0.3%	0.1%	0%				
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数9回										
1.6%	1.2%	0.9%	0.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0%			
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数10回～14回										
終身保障倍率1倍／生存給付金支払回数3回・5回・7回										
2%	1.6%	1.2%	0.9%	0.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0%	0%	0%
上記以外										
2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%